

公益社団法人砂防学会会員規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会（以下「この法人」という。）の会員の入・退会、会費等会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（入会）

第2条 正会員、賛助会員、学生会員及び購読会員として入会しようとする者は、別紙様式1の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

（1） この法人の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

（2） 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、別紙様式2 入会決定可否通知書により、入会申込者及び所属支部に通知しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、名誉会員の入会については、理事会が総会に推薦し、総会の承認を受けた後、本人に通知する。

（会員資格の発生）

第3条 会員資格は、入会承認の通知があった日から発生する。

（会費）

第4条 会費は、会員の種別に応じて次のとおりとする。

種 別	年 額
正 会 員	9,000 円
賛助会員	
特級	90,000 円
1 級	50,000 円
2 級	40,000 円
3 級	30,000 円
学生会員	3,000 円
購読会員	6,000 円

ただし、会費を自動振り込みする正会員の会費は上記金額から500円を減免する。

2 事業年度の途中で入会した者の会費は、前項の金額を全額納付とする。

3 4月1日時点で満60歳以上の個人会員が別紙様式7により別表に定める会費（以下「前納制度会費」という。）を納付した場合、以後、会費の納付を要しない。

（会員名簿）

第5条 会長は、会務を適正、円滑に執行するため、会員名簿を作成し事務局に備え置き、適切に管理しなければならない。

- 2 会員名簿は会員種別ごとに整理する。
- 3 会長はその記載事項に変更があった場合にはすみやかに調整するものとする。
- 4 会長は、定款第40条3に基づき、一般の閲覧用の名簿を別途作成し、主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 会員名簿には氏名及び住所を、また、前項の一般の閲覧用の名簿には氏名のみを記載するものとする。

(届出内容の変更)

第6条 会員は、第2条第1項の入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに別紙様式3の変更届を会長に提出しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、別紙様式4の退会届を事務局に提出することでいつでも退会することができる。退会届を受理したときは、事務局長は会員名簿から抹消し、かつ、所属支部にその旨を通知する。

(除名)

第8条 会長は、定款第9条の規定により会員を除名したときは、当該会員であった者に別紙様式5の除名通知書を送付しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 定款第10条第1号および第3号に規定する会員資格喪失理由で会員が資格を喪失するにいたったときは、会長は、当該会員であった者に別紙様式6の会員資格喪失通知書を送付しなければならない。

(変更)

第10条 この規程は、定款第6条及び第7条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年8月3日から施行する。

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

本規程は、令和6年6月12日から施行する。

本規程は、令和7年7月16日から施行する。

公益社団法人砂防学会入会申込書

令和 年 月 日

公益社団法人 砂防学会会長 殿

令和 年度より、貴学会の事業に賛同し、入会いたします。

会員種別 ※ 該当箇所に○印をつけて下さい。

- A. 正会員
- B. 賛助会員 特級 ・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級
- C. 学生会員
- D. 購読会員

ふりがな _____

氏 名 _____ 印

自宅住所 〒 _____

電 話 _____ FAX _____

勤務先名 _____ 所属部課 _____

勤務先住所 〒 _____

勤務先電話 _____ FAX _____

e-mail アドレス _____

所属希望支部（いずれかに○をつけて下さい） 北海道 東北 関東 信越

東海 関西 中四国 九州 支部参加を希望しない

学会誌発送先

（どちらかに○をつけて下さい。）

自宅 ・ 勤務先

公益社団法人 砂防学会事務局
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4
砂防会館内
TEL : (03)3222-0747 FAX : (03)3230-6759
振替貯金口座：口座番号 00160-5-85776
(口座名：砂防学会)
銀行口座：みずほ銀行麹町支店 普通 1492035
(口座名義：社団法人砂防学会)

公益社団法人砂防学会入会可否決定通知書

令和 年 月 日

〇〇〇〇殿

令和〇年〇月〇日付の公益社団法人砂防学会の入会申込は、令和〇年〇月〇日に開催された理事会において定款第 6 条の規定により「〇承認〇否認」されたので通知します。

会員種別 _____

会員番号 _____

公益社団法人砂防学会

会 長 〇 〇 〇 〇 ⑩

届出内容の変更届

令和 年 月 日

公益社団法人 砂防学会会長 殿

下記の通り変更届を提出します

(変更後の内容をご記入ください。)

会員種別 A. 正会員

B. 賛助会員 特級 ・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級

C. 学生会員

D. 購読会員 ※ 該当箇所に○印をつけて下さい。

ふりがな _____

氏名 _____ 印

自宅住所 〒 _____

電 話 _____ FAX _____

勤務先名 _____ 所属部課 _____

勤務先住所 〒 _____

勤務先電話 _____ 内線 _____ FAX _____

e-mail アドレス _____

所属希望支部 北海道 東北 関東 信越 東海 関西 中四国 九州

上記の支部参加を希望しない (いずれかに○をつけて下さい)

学会誌送付先 勤務先 自宅 (いずれかひとつに○をして下さい。)

会員番号 _____ (学会誌送付の際の宛名ラベルに記入されています。)

送付先 〒102-0093 千代田区平河町 2-7-4 砂防会館内

公益社団法人砂防学会事務局 [TEL:03-3222-0747](tel:03-3222-0747) FAX:03-3230-6759

E-mail : sabou@js5.so-net.ne.jp

公益社団法人砂防学会会員退会届

令和 年 月 日

公益社団法人 砂防学会会長 殿

本日をもって公益社団法人砂防学会会員を退会します。

A. 正会員

B. 賛助会員 特級 ・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級

C. 学生会員

D. 購読会員

ふりがな _____

氏 名 _____ 印

会員番号 _____

自宅住所 〒 _____

電 話 _____ FAX _____

勤務先名 _____ 所属部課 _____

勤務先住所 〒 _____

勤務先電話 _____ FAX _____

e-mail アドレス _____

公益社団法人砂防学会除名通知書

令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

令和○年○月○日に開催された公益社団法人砂防学会総会において、定款第9条の規定により、貴殿を以下の理由で除名することになりました。

なお、既納の会費については返還しません。

除名理由

公益社団法人砂防学会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

公益社団法人砂防学会会員資格喪失通知書

令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

令和○年○月○日に開催された公益社団法人砂防学会総会において、定款第 10 条に規定する、理由○○により、貴殿の公益社団法人砂防学会の会員資格が喪失したことを通知します。

なお、既納の会費については返還しません。

公益社団法人砂防学会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

別紙様式 7				
	砂防学会会費前納制度申請書			
申請日		年 月 日		
氏名			2025年4月1日時点年齢	
生年月日		年 月 日		
学会誌送付先		1. 自宅 2. 勤務先 (○を付けてください)		
自宅	住所			
	電話			
勤務先	住所・所属			
	連絡先			
e-mail				
会費前納制度開始年度				
通信欄				
事務局 記入	処理日		確認印	
	備考			
* 前納制度へのお申し込みは、前年度までの会費のお支払いを完了いただき、申請年度の11月末日(必着)までに、申請書を電子メールの添付ファイル、FAXもしくは郵送にてお送りください。				
* 申請書受領後、請求書を送付させていただきます。請求書に基づき前納制度会費は申請年度12月末日までに送金下さい。期日までにご入金を確認できない場合、申請は無効とさせていただきます。				

別表

年齢別前納制度会費額

4月1日時点の年齢(歳)	前納制度会費額(円)
60	108,000
61	103,000
62	98,000
63	93,000
64	88,000
65	83,000
66	78,000
67	73,000
68	68,000
69	63,000
70	58,000
71	53,000
72	48,000
73	43,000
74	38,000
75	33,000
76	28,000
77	23,000
78	18,000
79	13,000
80	—
81	—
82	—